

白岡市税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、一部の規定について、令和4年4月1日に施行されたことに伴い、条例改正を行ったものである。

2 改正の概要

(1) 第48条関係

法改正に伴う引用条文の項番号の繰り下げによる関係規定の改正。

(2) 第73条の2、第73条の3関係

固定資産課税台帳を閲覧に供し又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより、生命又は身体に危害が及ぶおそれがあると認められる場合、その他、固定資産課税台帳を閲覧に供し又は当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合に住所の削除など必要な措置を講ずることができる旨法令上明確化されたことに伴い、本条例においても明文化をするもの。

(3) 附則第10条の2関係（固定資産税の課税標準の特例に関する規定）

ア 第2項関係

公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置のうち、事業場等が設置した下水道除害施設（償却資産）に係る課税標準の特例割合について、地方税法で定める割合を参酌し、5分の4とする。

イ 第25項関係

特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内に存する土地に係る固定資産税の課税標準の特例割合について、貯留機能保全区域として指定された日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分から3年度間、地方税法で定める割合を参酌し、4分の3とする。

ウ その他

引用条文の項番号の繰上げ等に伴う関係規定の改正。

(4) 附則第10条の3関係

熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、窓等の断熱改修工事に加え、省エネや創エネ設備（太陽光

発電装置など) の設置工事についても要件に該当する場合、固定資産税の減額対象工事とされたことに伴う改正。

(5) 附則第12条関係

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、地価が一定以上上昇した商業地等における課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行5%）とする。

(6) その他

法律の改正に合わせて関係規定の整理をした。

3 施行期日及び経過措置等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

固定資産税に係る経過措置を設け、改正後の条例の適用関係を明確にした。